

税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年9月7日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当：占部

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7階南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

債権免除に伴う株価上昇分の相続財産への加算

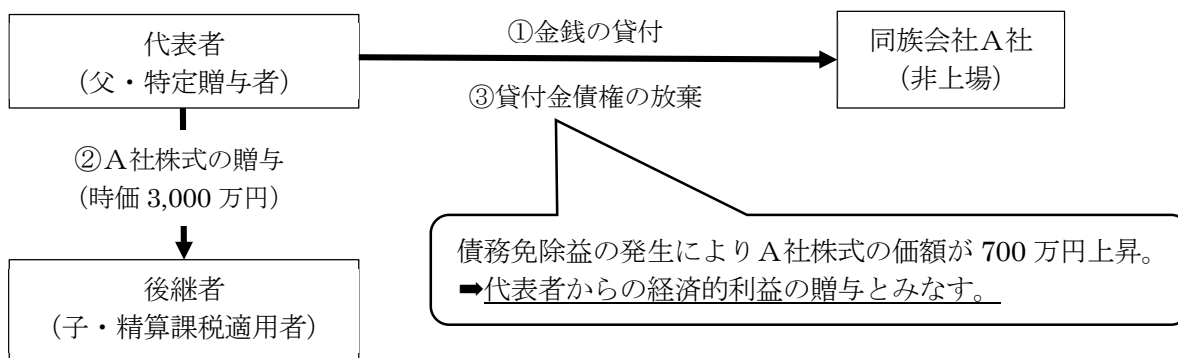
令和6年1月1日以降に相続時精算課税制度について110万円の基礎控除が創設され、同施行日に同制度を利用して生前贈与が行われるケースが多くなることが想定されます。この制度は特定贈与者の相続時に相続財産へ加算される金額が「贈与時の価額（相続税評価額）」とされているため、事業承継や財産承継において評価額が低い時に贈与する手法として活用されることが多いです。この特例の適用の際に注意しなければならないことは「みなし贈与」です。自分では贈与を受けたと思っていないにも関わらず、経済的利益がある場合にはみなし贈与とみなされ、贈与税が課税されます。過去の裁判事例でも予期せぬ「みなし贈与」が発生した事例もあります。暦年課税の場合は相続開始前3年間（令和6年1月1日以降の贈与については7年間）に贈与した金額が相続税の課税価額に加算されますが、相続時精算課税制度を選択している場合には、たとえ贈与税の申告漏れがあり、その贈与が7年（贈与税の時効）を超えるものであっても、相続時精算課税制度の選択後においては贈与税の課税財産の全てが加算対象となり、みなし贈与であっても全てが相続税の課税価額に加算されることとなります。今回はみなし贈与の中でも、うっかり贈与になることに気付かないことが多い債権免除に伴う株価上昇の「みなし贈与」についてご説明致します。

1. みなし贈与の発生(事例による解説)

- ①同族会社A（非上場）に金銭を貸付けている代表者である父が、後継者にA社の株式を贈与
- ②後継者である子はその贈与について相続時精算課税制度を選択
- ③数年後代表者である父が同族会社A社の貸付債権を放棄
- ④父の債権放棄による債務免除益により同族会社A社の株価が700万円上昇
- ⑤この債権放棄による株価の上昇分700万円は代表者から後継者へのみなし贈与とされる
- ⑥相続財産への加算対象額はA社株式の相続税評価額の3,000万円と債務免除による上昇分700万円の合計3,700万円となる

評価上昇した700万円について贈与税の申告を失念していても、相続時には必ず加算しなければなりませんのでご注意ください。

【イメージ】



2. 過去の裁判事例でも明示

なお、相続時精算課税制度を選択した場合において、債権放棄に伴う株式の価額の上昇分が相続財産への加算対象となることは、過去の国税不服審判所の裁判事例（令4.3.16大裁（所・諸）令3-37）でも明示されています。

相続時精算課税の制度は、民法上の贈与契約のみならず、これに当たらない資産移転、経済的利益の付与であっても相続税法の規定により贈与とみなされて課税されるものは全て適用の対象となるところ、本件債権放棄による本件株式の評価額の増加は相続税法第9条の規定の適用がある財産の増加なのであるから、本件債権放棄に伴う本件株式の評価額の増加に相続時精算課税制度を適用して課税することは相当である。

（令4.3.16大裁（所・諸）令3-37一部抜粋）

「みなし贈与」は贈与者と受贈者双方の合意がなくとも、実質的に贈与を受けた場合と同じ経済的利益があれば贈与とみなされます。贈与されたわけではないので、課税されることに気付かず、予期せぬみなし贈与となってしまう、相続時精算課税制度を選択している場合は年数に関係なく全て相続税の加算対象となってしまう。贈与税・相続税に関してご不明点やご心配がございましたら弊社までお気軽にご相談ください。